

令和8年度青森県台湾半導体関連企業等へのプロモーション・誘致活動業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

県では、台湾半導体関連企業等の誘致活動を推進するため、台湾の企業関係者を対象に、本県の立地環境をPR・情報発信するとともに、台湾現地に「台湾企業誘致コーディネーター」を配置することで、企業誘致活動を行うこととし、その履行に当たり、最も適した委託先を選定するため、次のとおり企画提案を公募します。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度青森県台湾半導体関連企業等へのプロモーション・誘致活動業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託金額の上限額

14,129千円以内

具体の契約内容は、青森県と最優秀提案者とが協議の上、決定すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 スケジュール

募集開始	令和8年5月14日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年5月22日（金） 17時
質問書の提出期限	令和8年5月22日（金） 17時
質問書に対する回答	令和8年5月26日（火）まで
企画提案書の提出期限	令和8年5月28日（木） 17時
書類審査	令和8年5月29日（金）
審査結果の通知	令和8年6月上旬（予定）
最優秀提案者との協議	令和8年6月上旬（予定）
契約の締結	令和8年6月中旬（予定）

4 参加資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 台湾に事務所・事業所等の拠点、関連企業を有する等、拠点機能を有し、本業務について、十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 特定の宗教活動や政治活動を実施している者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

5 参加表明

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）に必要事項を記載の上、令和8年5月22日（金）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

6 質問の受付

質問がある者は、質問書（様式2）に必要事項を記載の上、令和8年5月22日（金）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出内容

企画提案書（様式任意・A4版で片面15ページ以内（表紙含む。）とすること。）に、経費積算が分かる資料、会社概要、直近の貸借対照表・損益計算書を添付してください。

(2) 提出方法及び期限

令和8年5月28日（木）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

8 審査の方法及び基準

(1) 審査方法

書面審査により最優秀提案者を選定します。

(2) 審査基準

① 遂行能力

- ・実績、ノウハウ、ネットワーク、現地コネクション等の保有（訪問候補先を発掘・選定するための現地コネクションを有するなど、候補先の選定に至る効果的なりソースを有しているか等）
- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備（本業務のサポート体制が確保されている等）
- ・経営基盤、管理体制 等

②実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋
- ・企業訪問の実施方法
- ・青森県職員の企業訪問に係るフォローアップ体制（県職員が渡航して企業訪問する場合に、訪問先との交渉・連絡調整等や効果的なフォローアップが得られる体制が確保されているか等）
- ・専用車や通訳の手配 等

③経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

④その他

- ・企業誘致活動への協力体制、積極性、独自の創意工夫 等

(3) その他

審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、あらかじめご承知おきください。

9 審査結果の通知及び契約の締結

- (1) 審査結果は、令和8年6月上旬（予定）に、各提案者に書面により通知します。
- (2) 最優秀提案者を契約候補者とし、当事者間で協議の上、契約を締結することを予定しています。

10 留意事項

(1) 失格又は無効について

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本実施要領に違反する認められる場合
- ⑤その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ①企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ②委託業務企画提案競技に関する説明会は行いません。
- ③提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- ④本企画提案競技への参加に要する経費（提出書類の作成、郵送代等）は、全て参加者の負担とします。
- ⑤参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、当該書類は返却しないものとします。

- ⑥参加者が提出した企画提案書等の書類は、青森県情報等条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）に基づき、不開示情報を除いて、情報開示の対象となりますので、ご了承ください。
- ⑦提案内容は全て見積額に反映させること。（別途費用を要する等の内容は不可とします。）
- ⑧契約内容に個人情報の保護に関する特記事項の遵守を含みます。
- ⑨契約は、契約手続に係る書類の授受について、電子契約サービスを利用して行うことができますものとします。

- ⑩本業務の履行に当たり、仲介手数料、成功報酬等、いかなる名目の経費であっても、委託料以外の経費を県以外の第三者から徴収・受領することは禁止します。

11 書類の提出及び問合せ先

青森県経済産業部企業立地・創出課

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁南棟 4 階）

メール：ritchi@pref.aomori.lg.jp